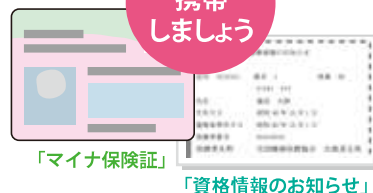


令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、 マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

「マイナ保険証」

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)をお使いください。医療機関の受付で毎回ご提示いただく必要があります。
(記号番号などが記載されている「資格情報のお知らせ」はマイナンバーカードとセットでお持ちください。)



セットで
携帯
しましょう

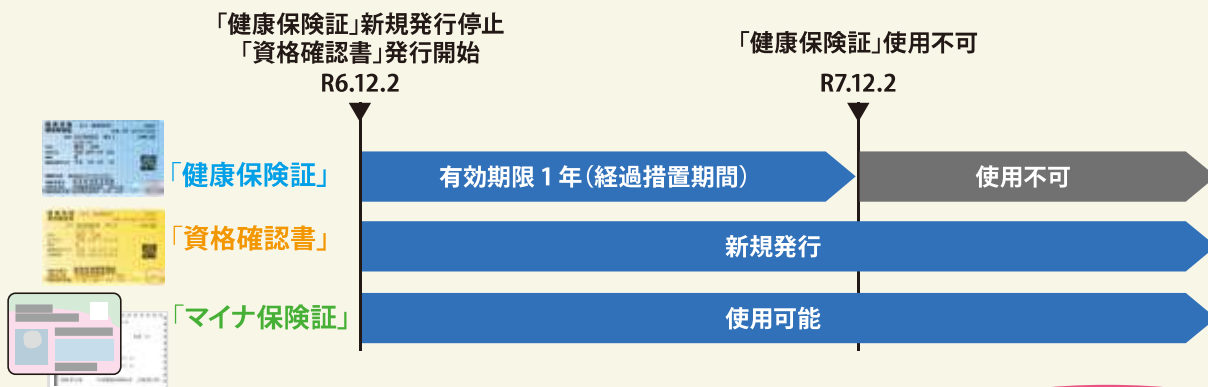
現行の「健康保険証」

令和7年12月1日まで使用することができます。なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。



「資格確認書」

マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない方は、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関を受診することができます。有効期限は4~5年です。



令和6年12月2日以降、資格取得時に事業所へ届くものが変わります。

事業所担当者様は従業員様等へ配付をお願いいたします。

▼全員に届くもの

「資格情報のお知らせ」



▼対象者に届くもの

「資格確認書」▼対象者



資格取得届(被扶養者異動届含む)の発行要否欄にチェック☑のある方
マイナ保険証をお持ちでないことが協会けんぽで確認できた方

「データ登録未完了のお知らせ」▼対象者

資格取得届(被扶養者異動届含む)にマイナンバーが記載されておらず、マイナ保険証が使用できるまでに通常以上の時間を要する方
*その後データ登録が完了した場合は「データ登録完了のお知らせ」を送付します。

返却は
必要?
不要?

従業員の方が退職された際の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

保険証

- ・令和7年12月1日までの退職の場合、資格喪失届に保険証を添付して返却してください。
- ・令和7年12月2日以降の退職の場合、保険証の返却は不要です。

資格情報のお知らせ

返却は不要です。

資格確認書

- ・有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。
- ・有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。